

お知らせ

2025年7月18日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における固化材変更等および 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る 設計及び工事計画認可申請の補正について

当社は、本日、女川原子力発電所2号機における固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更^{※1}等および所内常設直流電源設備（3系統目）の設置^{※2}に係る「設計及び工事計画認可申請書^{※3}」に関する補正書を、原子力規制委員会へ提出^{※4}しました。

今回の補正は、これまでの原子力規制委員会の審査を踏まえ、申請書の記載内容の適正化^{※5}を図ったものです。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上

※1 火災防護対策の観点から、原子炉建屋に設置している固体廃棄物処理系固化装置の固化材について、可燃性であるプラスチックから不燃性であるセメントに変更するもの。新規制基準適合性審査において、当該装置の固化材に、可燃性であるプラスチックを使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けている。

※2 全交流電源を喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流の電気を供給するための設備。現在設置済みである2系統の直流電源設備に加え、更なる信頼性向上を目的に、新たに原子炉建屋に設置するもの。新規制基準において、本体施設の設置等に関わる設計及び工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）に設置することが求められている。

※3 発電用原子炉施設の詳細設計等が、原子炉設置変更許可の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。「固化材変更等に係る設計及び工事計画認可申請」については2025年2月27日に、「所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る設計及び工事計画認可申請」については2025年3月28日に申請を行った。

※4 「設計及び工事計画認可申請書」に関する補正書の提出に合わせ、「工事計画届出書」を、原子力規制委員会および経済産業大臣へ提出した。

※5 申請書の記載内容の一部を、より適切な表現となるよう修正したものであり、設計内容の変更を伴うものではない。